

ナイスカップル

わたしが
選んだ人
選ばれた人

小黑優さん夫妻
(法善町)

昭和61年10月1日 第158号



今回は法善町の小黑優さん由記江さん夫妻(世帯主米吉さん)です。
優さんは平面研削技能士の資格を生かし自宅で研削業を夫婦で営んでいます。
昭和五十四年秋に結婚されて現在、五歳八カ月の可奈ちゃん、満一歳になろうとする史人ちゃんと両親の六人家族です。
——出合いは？
五十二年の夏ころサークル活動で知り合いました。

——ダンナさんはどんな人？
無言実行型の人である。また、酒は人の付き合い程度の少々上です。

——奥さんはどんな人？
思いやりのある人です。農業、研削業、家事とよくやっています。

——結婚される時どんな所が印象的でした。
どこが印象的だったと言うよりも、二人で一緒に居ることが自然だった感じです。

——お互い点数をついたら？
ダンナさんは奥さんに90点
奥さんはダンナさんに90点
——何か村や地域に対して意見要望は？
島崎の遊園地にもう少し遊具が欲しいと思います。

奥さんの出身は吉田町とのこと。実家の家業とは異なり研削の仕事、農業と慣れない仕事に大変努力されている様子がうかがわれました。

温故知新

若野浦部落の薬師如来
(其の二)



いつの年代に勧請されたか全く不明ではあるが、前号に述べた通りの大杉があった事から、長い年月がたっている事は考えられる。事のついでであるから、堂・宮の事を書いて見たい。天明四辰年(1784)の若野浦村の村鏡(関川文書)に依れば「堂宮四ヶ所ノ内。一、観音堂一ヶ所。但本尊新佛御長廿一尺、御水帳ニハ堂地ニ拾四歩ト有之候。堂守百姓市助。一、薬師堂一ヶ所。御水帳ニハ堂地老畝十歩有之。堂守庄屋半右エ門。
一、諏訪宮ハニヶ所。此ハ神木斗ニ御座候。市助山ノ内。十治郎山ノ内。御水帳ニハ社地御座無ク百姓持分ノ山ノ内ニ御座候。鏡帳とは江戸時代領主が其の村の実状を隅なく書上げさせたもので後代の人に取って貴重なもので差上帳ともいう。
天明年間は二百余年前であるがその当時は此の薬師様を庄屋が代表して管理して村内の者が信仰の中心にしていたものとしか考えられない。尚鏡帳の後段に『当村ノ儀ハ以前ハ御料地(天領)

ニテ慶安卯四年(1651)より延宝八年(1680)マデ永見大蔵様御知行地、天和元酉年より貞享二丑年迄御領所代官。八木仁兵衛様、是上治郎兵衛様、設楽孫兵衛、鳴与右エ門様御支配。貞享三寅年(1686)より当御領分ニ罷り成候。
と誌されて与板領主に差出した鏡帳と思われる。無論石高や田地の等級。人口、軒数、馬数等もある。特に面白いのは谷あいの村であるのに「一、井戸、御百姓吞水井戸ニツ村中相用申候」と報告されている。此の差上帳に鎮守と称する宮が無いのは不思議であるが古書に根小屋城主勧請の王津島明神のことを次号に誌したい。(つづく)

参考資料関川家古文書
久住熊三郎誌

人口の動き

8月末現在	
出生9人	死亡4人
転入6人	転出4人
世帯数 1,283世帯(+1)	
男 2,792人(+2)	
女 2,888人(+5)	
計 5,680人(+7)	

昭和61年10月

広報



わしま



敬老会

九月十五日、総合福祉センターにて敬老会が開催されました。村内の七十歳以上のお年寄四百五十名(対象者六百十名)の出席を得て、村から祝品や祝菓子、また、県からは七十七歳の方の祝菓子、八十八歳の方には祝菓子と記念品が贈られました。余興にはかわい保育所園児のおゆぎや花柳社中の方々の素晴らしい演技を見せてもらい楽しい日を過ごされました。

主な内容

- 2~4頁...村のだいどころ
- 5頁.....B & G少年の船体験航海記
- 6~7頁...ワシマスポット、読者リレ一、村長室の黒板
- 8頁.....ナイスカップル、温故知新

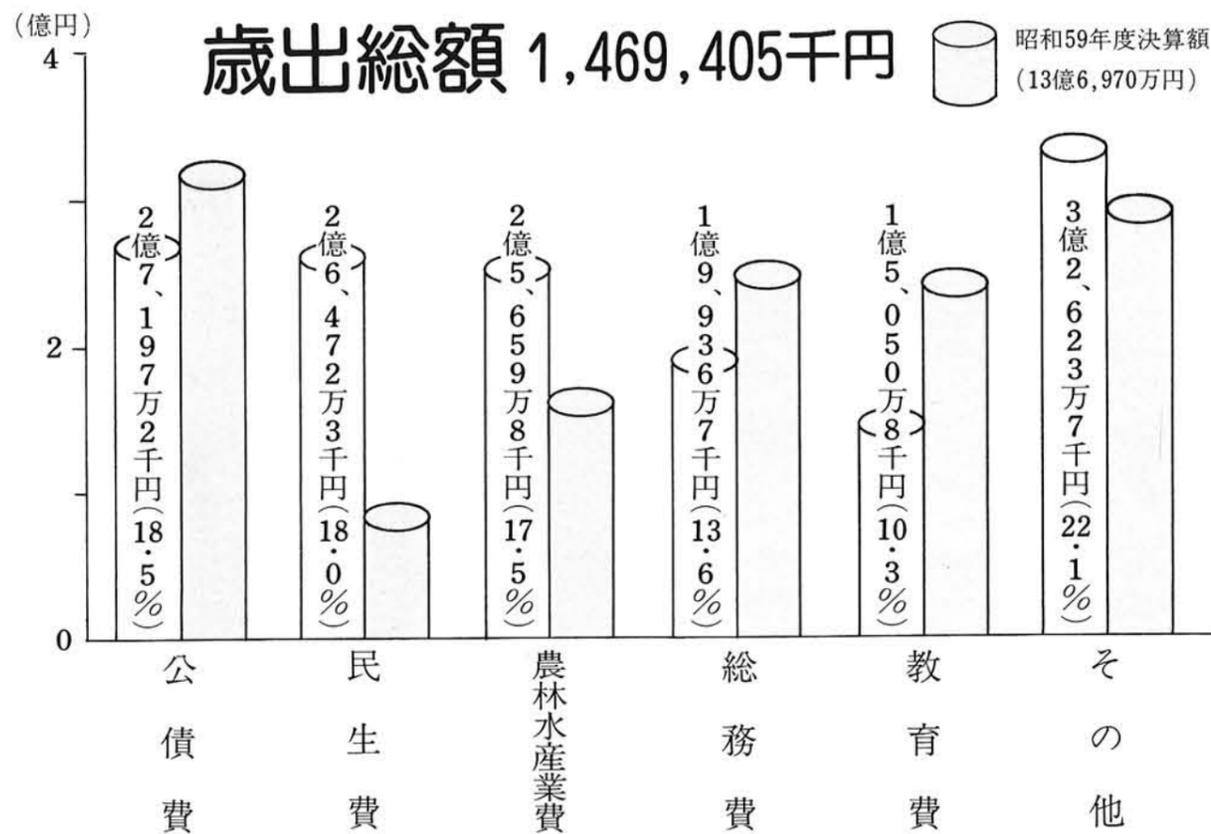
14億「わしまむら」の だいどころ

(昭和60年度一般会計)

◆歳入総額にかかる村民1人当たりの額	261,371千円
◆村税収入にかかる村民1人当たりの額	58,989千円
◆歳出総額にかかる村民1人当たりの額	256,695千円

《主な性質別経費の状況》

- 人件費(議員、職員の給与等)..... 369,330千円
- 公債費(村債の元利償還金)..... 272,182千円
うち繰上償還金..... 120,854千円
- 積立金(基金への元利積立金)..... 32,399千円
- 普通建設事業費(建設事業に要した経費).... 425,444千円



歳入総額 1,495,951千円



去る九月定例村議会において、昭和六十年度一般会計、国民健康保険特別会計並びに老人保健特別会計の決算が認定されました。

一般会計歳入総額は十四億九、五九五万一千円となり前年度より七・〇％増加し、歳出総額では十四億六、九四〇万五千円で七・三％増加いたしました。

この結果、一、六五四万六千円を翌年度へ繰り越すことができました。

国民健康保険、老人保健各特別会計においても一、四七九万七千円、九〇三万八千円とそれぞれ黒字となり翌年度へ繰り越しました。

以下その内容についてお知らせします。



御協力を!!

赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金運動が十月一日から全国一斉に実施されます。

私達の手で明るい住みよい社会を築くため、身体の不自由な人や身寄りのないお年寄りなどお気の毒な方々のために暖かい思いやりを「赤い羽根たすけあい」に今年もまたお願いいたします。

運動期間中、例年のとおり区長を通じて、お願いいたしますので、その節はよろしくご協力ください。

愛ちゃんと希望くん

☆ スポット ☆

敬老会



▶ 保育所園児のおゆうぎ



◀ 祝品の贈呈

☆ ワシマ ☆

給食用ガス炊飯器寄贈

新潟県農業協同組合中央会では、米の消費拡大推進の一端として、米飯給食の促進をはかっております。

この度桐島地区農協と島田地区農協を通じ、桐島小学校・島田小学校・北辰中学校へ、大変高価なガス炊飯器(二二キロ炊き)を一台ずつ寄贈いただきました。

現在使用中のものは古く、又性能的に考慮しなければならぬものもあるため、早速利用させていただきます。

「御協力ありがとうございます」
「どうもありがとう」

「愛の協力運動募金」

社会を明るくする運動実施委員会では、「明るい村づくりをしましょう」をスローガンとして、七月に区長を通じて村民の皆さんに募金をお願いいたしました。皆さんの協力により二五五、九九一円の好成績をあげることができました。

集まりました募金は、青少年の非行防止、社会を明るくする運動、非行少年の更生等に使用させていただきます。

事業等聴取の為来村される者会議

六日 消防清掃面組合管理

八日 村税等収納関係会議

十一日 村山事務所秘書明

年度公共事業聴取の為来村される

水道企業団会議

十二日 商工会役員

会旅行に同行

十五日 村敬老会主催

十六日 渡辺事務所秘書明年

度公共事業聴取の為来村される

村長室の黒板から

和島村長 浅生 隆夫

八月二十日 下水道未着手町

村長会議の為上京

二十一日 長岡農業所得協議

会の作況調査検討会の為与板町

二十二日 郡内町村会計職

員研修会が本村で開催挨拶

二十三日 B&Gプール無償

譲渡式参列の為議長と上京

二十四日 村民会議主催親

子野球開会式参列

二十五日 農協合併推進協

議会を主宰

二十七-二十九日 郡内町村

長行政視察の為伊豆半島方面へ

九月一日 ぬくみ会総会が改

善センターで開催。昼食を試食

午後刈羽三古両郡町村長意見

交換会に出席田上町

九月二日 長岡林業所長来庁、

森林組合合併の件で意見交換

四日 保内郷地籍整理会議

五日 桜井代議士明年度公共

事業等聴取の為来村される

度公共事業聴取の為来村される

輪の友情の広げよう

われら仲間シリーズ(40)

ふれあい、話し合い

狩野 光昭さん (若野浦)



前号の坂田さんから引継ぎを致しました狩野です。夏の猛暑もようやく去り、稲作の収穫も終り、しのぎやすい季節となりました。高校を卒業して四年、職場の仕事も自分なりに頑張っております。本当に働くことの尊さが、身にしみているこの頃です。私は、日頃思っている事は「心からの話し合い」と言うことです。社会は時間の中に制約され発展をしている。こうした流れの中

で、私達は時間の行き過ぎを見直し、おろそかになりがちな、ふれあい・話し合い、を大切に行きたいと思っております。家庭に帰れば、親子水入らずの話し合い。職場は上司、先輩、友達、それぞれの立場において、「心からの話し合い」をしていきたいと努力をしております。私達の部落は、今、農地の基盤整備が行われております。兼業農家である私達にとっては、先ず第一に基盤の条件が必要だと思っております。大変な仕事ですが将来に向って、大切な問題だと思っております。吾々後継者も、ますますファイトが燃えて来ております。お互いに心からの話し合い、ゆずり合いの言葉こそ、何事にも前進あるのみと信じております。これからも家庭・職場・仲間、そして地域活動にも積極的に参加し、「ふれあい・話し合い」の場を大切に行きたいと思っております。次は阿弥陀瀬の八子実さんを紹介いたします。

酪農にはマンゴを求めて

三古農業改良普及所 小 湯 信 雄

和島村の酪農家は四戸、成牛は二〇頭飼われている。一頭当たり飼料畑は四a、二カ月分の給与量に満たない。

堆きゅう肥は魚沼の畑作地へ輸送され、牧歌的な酪農とはややイメージが異なる。適地適産とは言い難い当地であるが、生産者は酪農にロマンを求めて、日々努力を怠らない。

栗林仁司さんが経産牛の部でリザーブチャンピオンに輝いたことである。酪農も他産業と同様、経済行為であるがゆえに、長年の乳価据置き、消費の停滞など状況は厳しい。しかし生産者は、おいしくて、安価な牛乳供給のためにきょうも早朝から生産活動に励んでいる。

昭和五十六年、県のホルスタイン共進会で東保内の川瀬虎之助さんが農林水産大臣賞を、また昭和六十年の同共進会では根小屋の加勢勉さんが育成の部で最優秀を受賞したことは、和島村酪農の技術水準の高さを示すものであり、生産者は勿論、関係機関にたずさわる私達も密かに自負するところであった。



お知らせ広場

11月2日は 和島村農業委員選挙です

和島村農業委員会委員が十一月七日で任期満了となります。このため一般選挙を十一月二日(日)に行うことになりました。

◎選挙する委員定数 十名

◎選挙告示日 (立候補受付開始日) 昭和六十一年十月二十八日(火)

◎立候補締切日 昭和六十一年十月二十八日(火)午後五時まで

◎投票日 昭和六十一年十一月二日(日) 昭和六十一年十月十六日(木)午後一時三十分より

◎立候補予定者説明会 和島村役場 会議室

立候補予定者説明会には、代理人でもよろしいですが、会場の都合により、立候補予定者を含め一、二名の出席にしていたり、投票できる人

◎投票できる人 農業委員選挙人名簿に登録されている人。この名簿は、先に行われました衆参同日選挙で使

われた選挙人名簿とは全く異なるものですので注意して下さい。

◎投票所は次の場所です。

第一投票所 島田小学校
第二投票所 東保内集落センター
第三投票所 旧島崎保育所
第四投票所 桐島小学校

◎入場券を忘れずに。

◎投票できる時間 午前七時～午後六時まで。

◎農業委員選挙メモ

○有権者数(三月三十一日現在) 男一三一八名 女二二一〇名 計二五二八名

○委員構成 選挙による委員十人 議会が推薦し、村長が選任する委員 五人以内 農業協同組合が推薦し、村長が選任する委員 二人 農業共済組合が推薦し、村が選任する委員 一人

ふるさと わしま会へ 参加者を募集

村出身者の親睦団体「首都圏ふるさとわしま会」ができて五年が過ぎました。この会は、交通機関のスピード化で生活範囲が拡大しているため、関東地方を中心に一部東海地方在住の村出身者及び縁故のある皆さんで会員相互の親睦を図るため結成され、総会は年々盛況をきわめるようになりました。

今秋の総会には趣向をかえ、首都圏在住者だけでなく、ふるさとの皆さんを含めた交流の場にするため村内からの参加者を募集しています。

参加人数は、会場の都合もあって十人程度となりますが希望者がありましたら、役場企画課へ十月十日まで申し込み下さい。定員になり次第しめ切ります。

なお、今年の総会は十一月二日午後十二時三十分より都内、目黒雅叙園観光ホテルで開催される予定ですが、交通費・総会費は参加者の負担となります。

シートベルト 車社会の身だしなみ

「特設人権相談所」開設

法務局係官と村の人権擁護委員が相談に応じる特設人権相談所を開設いたします。秘密はかたく守られますのでお気軽に相談においでください。

日時 十月十五日(水) 午前十時から午後三時

場所 和島村総合福祉センター

相談事項 人権問題、土地、建物 金銭貸借、戸籍、登記 相続、いじめなど

「年金移動相談所」開設

長岡社会保険事務所係官による年金移動相談所を開設いたします。

日時 十月十五日(水) 午前十時～午後三時

場所 和島村総合福祉センター

相談事項 国民年金、厚生年金、その他年金全般

お気軽にご相談ください。

行政相談週間の実施

行政相談制度について広く国民の理解と認識を深め、その利用を促進し、もってこの制度の一層の発展と行政の民主的な運営をすることを目的として実施されるものです。

実施期間 十月十二日(日) から十月十八日(土)

場所 和島村総合福祉センター

期日 十月十五日(水) 午前十時～午後三時

相談事項 国民年金、厚生年金、その他年金全般

10月の心配ごと相談

日時……6日、15日、25日 午前9時から午後3時まで(但し25日は午前11時まで)

場所……福祉センター老人室

内容……生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・年金相談・身障相談・職業相談・その他なんでも

—— 作 業 停 電 ——

10月24日(金) 午前9時から正午まで 和島村 中小島谷、中沢の各一部 上小島谷、若野浦、高畑の全部 阿弥陀瀬、日野浦の全部が停電します (小島谷線73号～末端、若野浦線全線、阿弥陀瀬線全線、日野浦線全線、辺張線1号～11号)

おかあさん わすれちゃダメよ!

—— 保 健 衛 生 行 事 —— (10月)

月	日	曜	種 目	対 象	時 間	場 所
10	3	金	ポリオ子防接種	S 60年5月～S 60年10月 S 60年11月～S 61年4月	午後1時半～2時 受付	福祉センター
	14	火	乳 児 検 診	S 60年10月、11月 S 61年2月、3月、6月、7月	"	"
	21	火	母 親 学 級	妊娠前期	午後1時～4時	"
	28	火	リハビリ訓練	希望者	午後1時～4時	"
	29	水	③三種混合子防接種	S 58年9月～S 59年9月生れの幼児 S 57年9月～S 58年9月で未接種者	午後1時半～2時	"



「気をつけて」朝のひと言 忘れずに

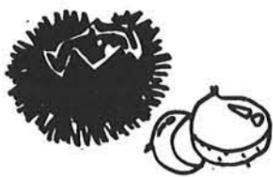
口座振替実施

口座振替制度につきましては、今年二月号の「広報わしま」でお知らせしましたとおり銀行等の金融機関の預貯金口座から振替払込によって村税等を納付する方法であります。

皆様がすでに利用されておられる電気料、電話料、テレビの受診料等の口座振替支払いと同じ方法で、村税、国民健康保険料、保育料等について、口座振替を採用するものであります。

区長から「あらまし」について、案内がありましたとおりに、この制度の採用によって、次の利点があります。

- 一、納税の秘密の保持がはかられます。
 - 二、各区長の収納手数や多額の現金保管・管理等の必要がなくなります。
 - 三、個人の納税のための手数が少なくなります。
 - 四、納期限を忘れて滞納することがなくなります。
 - 五、徴税が簡略化されます。
- 以上のようなことから村では、昭和六十二年四月より、口座振



替制度を実施することいたしました。

皆様の理解と協力をお願いいたします。

なお、十月区長を通じ各世帯へ振替依頼書を配布して頂きまして、事情を推察のうえ必要事項等記入され、村内の金融機関（北越銀行島崎支店、新潟大業信用組合和島支店、島田地区農業協同組合、桐島地区農業協同組合）へ提出下さるようお願いいたします。

おじいちゃん おばあちゃん うまい話にご用心！

被害防止の心得5

1. ぼろいもうけの話やうまい話には、必ず落とし穴があることを、まず心得ておきましょう。
2. 訪問者には、必ずドアチェーンをつけたまま応待し、身分や用件を確かめるまで、不用意にドアを開けて、玄関の中に入れないようにしましょう。
3. 見知らぬ人のお世辞や親切ごかしの甘い手口に乗ったり、預金や財産の話をしないようにしましょう。
4. 不用意に契約し、サインや押印をしないようにしましょう。また、現金や預金通帳、印鑑を簡単に渡さないようにしましょう。
5. しつこく、うまい話を持ちかけられても、勇気を出して断りましょう。

全国防犯運動

昭和61年10月11日(土)から10月20日(月)まで

古物取扱業者の皆様へ

古物営業許可、古物行商許可は、許可名義人が変更した場合、営業の形態が個人から法人に変更になった場合（又はこの逆）等は新規の許可を受けることとなります。業者の皆様でこれらに該当する方又は疑問のある方は、与板警察署防犯課 七二一三三-三一まで連絡をお願い致します。

特別養護老人ホームやすらぎの里より「M. K」さんへ

和島郵便局の消印による「M・K」さんから老人福祉の増進のためにたびたび封筒による寄附金を贈呈いただき、心から感謝申し上げます。

やすらぎの里では御趣旨に沿うようにこれからも精々努力してまいります。

なお、差し支えなければ、当園へお気軽におでかけください。誌上を拝借し、御礼申し上げます。

公民館のお知らせ

公民館では今年度の新規事業として十月に次の行事を行います。

一、壮年体力測定会

十月十日体育の日
午後一時三十分より
会場 和島農村労働福祉センター（体育館）
対象 三十歳～六十歳位まで
測定種目

- ① 反復横とび（敏しう性）
 - ② 垂直とび（瞬発力）
 - ③ 握力（筋力）
 - ④ ジグザグドリブル（巧緻性）
 - ⑤ 急歩（持久性）
- ◎ 気軽に自由に参加して下さい。

一、村民綱引選手権大会

十月十九日（日）
午前八時より
会場 和島農村労働福祉センター（体育館）
種目 一般男子の部（選手八名の合計体重が五百六



十kg以下）
一般女子の部（体重制限なし）
チーム編成
男子の部・女子の部とも選手八名、交代要員二名、監督一名、マネージャー一名の計十二名とする。

優勝チームは、新潟県綱引選手権大会に和島村代表として推薦する。
申込期限 十月四日までに公民館へ

※詳細については公民館だより五十三号をご覧下さい。又は地区の社会教育推進員、体育指導委員、公民館へ問い合わせ下さい。

児童手当の支給

十月九日は、児童手当の支払日です。指定金融機関の口座へ次のとおり振り込みます。

支給期間 昭和六十一年六月分から昭和六十一年九月分まで

支給額 二人目の二歳未満(昭和六十一年六月一日現在)の児童については月額二千五百円、三人目以降の義務教育終了前の児童一人につき月額五千円です。特例給付該当者も同額です。

支給資格

児童手当は、日本国内に住所を有する人が次のすべての要件にあてはまっているときに支給されます。

- 一、昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育していること、又は義務教育終了前の児童を含む十八歳未満の児童を三人以上養育していること。
- 二、前年の収入が一定額に満たないこと。

横山操展

ほとばしる情熱の画家

新潟県美術博物館では、戦後日本画の風雲児であり新潟県の誇る画家横山操の展覧会を開催いたします。

ことしはちょうど横山操が没して十三年目にあたります。これを機会に波乱に富んだ画業を回顧し、改めて横山操の芸術を探究してみたいと思います。

たぎるような情熱を激しく画面にたたきつけた豪放な大作から、しみじみした情趣のただよう水墨画、そして絶筆に至るまで、横山操の画業における代表作約八〇点の作品を紹介いたします。

鋭い感性が時代をこえて私達の胸に迫ってくる魅力あふれる横山芸術の世界をお楽しみ下さい。

***主催** 新潟県美術博物館、西武美術館、新潟日报社

***後援**

吉田町、新潟市教育委員会、朝日・毎日・読売・サンケイ・日本経済新聞社各新潟支局、NHK・BSN・NST・TNN・NTT

***会期** 昭和六十一年十月一日(水)～十一月九日(日)、月曜日休館 但し十一月三日は開館

***会場** 新潟県美術博物館(新潟県民会館三階) 千九五一 新潟市一番堀通町三一

***入場料** 一般・大学生 七〇〇円
小中高生 (五五〇円) 四〇〇円
(三〇〇円)

()内は二十名以上団体料金



和島村 国民健康保険

昭和61年10月



健康でほがらか笑顔
がんばろう!!

昭和60年度収支状況

支出	収入
187,855 千円 87.2%	99,050千円 44.6%
療養の給付 療養費 助産費 育児手当金 葬祭費 高額療養費など	保険料
	104,084 千円 46.9%
	国庫支出金 など
↑ 12.8% 27,484千円 その他の支出	↑ 7.0% 15,549千円 前年度繰越金
	3,454千円 1.5% その他の収入



国民健康保険料と医療費

国民健康保険料は被保険者の皆さんが医者さんにかかったときに、医療費の七割（八割）を支払い、万のときお互いの生活を守るのが国民健康保険の目的であり、国民健康保険を運営する重要な財源です。

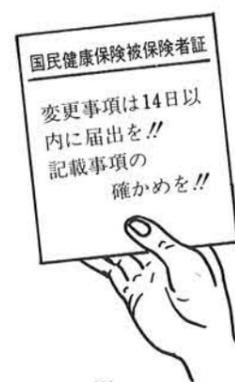
七十歳（六十五歳以上障害者）以上の老人の医療費も国民健康保険料でまかなわれ、老人は無料ではありません。

金やその他に見込まれる収入額を控除した残額が被保険者の皆さんから納めていただく国民健康保険料の総額になります。

また、職場の健康保険に入った月、被扶養者に認定された月、亡くなった月以後は納める必要はありません。

※上図は昭和六十年の収支状況です。繰越金は予測できない事態のために、国民健康保険条例により給付準備基金として積み立てられました。

みんなの家計を守る 国保料



◆国保に加入するとき
 ○会社などを退職した人
 会社などの離職証明書、印鑑
 ○厚生年金などを受ける人
 厚生年金等裁定通知書、離職
 証明書、印鑑
 ○転入して来て職場の保険に入
 っていない人
 転入証明書、印鑑
 ○子供が生まれて会社などの保
 険に入っていない人
 国民健康保険証、出生届、印
 鑑
 ◆国保を脱退するとき
 ○会社などの保険に入った人
 会社などの健康保険証、国民
 健康保険証、印鑑
 ○転出する人
 国民健康保険証、印鑑
 ○亡くなった人
 国民健康保険証、死亡届、印
 鑑

※高額療養費
 1、病气などで被保険者が一
 カ月に同じ医療機関(入院、
 被保険者が不幸にして亡く
 なったときに支給されますの
 で申請して下さい。
 ※葬祭費
 被保険者が不幸にして亡く
 なったときに支給されますの
 で申請して下さい。

※療養の給付
 国民健康保険に加入してい
 る被保険者が病气などでお医
 者さんにかかったときに、被
 保険者が窓口で三割(二割)
 支払い、国保(保険者)が七
 割(八割)を支払います。
 ※療養費
 被保険者が治療用の器具(コ
 ルセット)などを作ったとき
 に支給されますので申請して
 下さい。
 ※助産費
 被保険者が出産したときに
 支給されますので申請して下
 さい。
 ※育児手当金
 被保険者が出産し、子供を
 育てたときに、出産したとき
 から六ヶ月経過後に支給され
 ますので申請して下さい。

3、同じ世帯で過去一年間に
 三回以上高額療養費の支給
 をうけたときは、四回目か
 ら三万円(村民税非課税世
 帯は二万一千円)を超えた
 額が支給されますので申請
 して下さい。
 4、長期間継続して高額な治
 療が必要など不明
 なことはかかっている医療
 機関または国保係にお尋ね
 下さい。

2、退職被扶養者
 入院、外来——自己負担
 二割
 3、退職被扶養者
 入院——自己負担
 二割
 外来——自己負担
 三割
 4、退職被扶養者、被扶養者
 も高額療養費が支給されま
 すので申請して下さい。

交通事故など第三者の行為が
 原因で傷害などを受けたときは
 「第三者行為被害届」を提出し、
 保険証を使用するときは許可が
 必要です。
 国民健康保険は医療費を一時
 的に立替えて、加害者から返還
 してもらいます。
 届出が遅れますと、いろんな
 面で不利が生じることがありま
 すので届出は必ずしなければな
 りません。



自衛官募集

一、受付期間
 受付は年間を通して行ってい
 ます。
 二、応募資格
 日本国籍を有し、採用予定月
 の一日現在十八歳以上二十五
 歳未満の男子
 三、試験
 (一)、試験期日及び試験場
 受付時にお知らせ
 (二)、試験科目
 ○筆記試験
 ○口述試験
 ○身体検査
 ○適性検査
 四、身分
 特別職国家公務員
 五、給与
 初任給月額
 一〇七、四〇〇円
 期末・勤勉手当(ボーナス)
 年間三回、四・九カ月分
 詳しいことは役場企画課へ問
 い合わせ下さい。

年末調整説明会 の開催

長岡税務署の法人源泉担当官
 により昭和六十一年分年末調整
 説明会を開催いたします。
 ●日時 十一月二十五日(火)
 午前十時~十二時
 ●場所 和島村総合福祉センタ
 国民年金十一月中に
 ◎60歳になる人
 大正15・11・2~大正15・12
 ・1生まれ
 かけ金をかけ終りました。
 高齢基礎年金の繰上請求を
 希望の方は請求できます。
 ◎65歳になる人
 大正10・11・2~大正10・12
 ・1生まれ
 高齢年金を請求しましょう。
 ◎11月に生まれた受給者の人は
 現況届が届いたら、すぐ出し
 ましょう。

11月の心配ごと相談

日時……5日、15日、25日
 午前9時から午後3時まで(但
 し15日は午前11時まで)
 場所……福祉センター老人室
 内容……生活相談・医療相談・家事相談
 ・児童相談・年金相談・身障相
 談・職業相談・その他なんでも

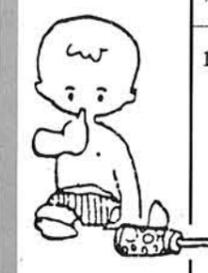
＝作業停電＝

11月5日(水)
 午前9時30分から正午まで
 和島村
 坂谷の全部
 両高の一部
 (坂谷線2号~末端)
 11月12日(水)
 午前9時30分から午後0時30分まで
 和島村
 両高の一部
 村岡、城之丘、落水の全部
 籠田、村田の全部
 (妙法寺線115号~143号但し、117東5号以)
 (降は停止せず。落水線全線、寺沢線全線)

おかあさん わすれちゃダメよ!

——保健衛生行事——(11月)

月	日	曜	種 目	対 象	時 間	場 所
11	11	火	乳 児 相 談	S 60年11月、12月 S 61年3月、4月、7月、8月生ま れの幼児	午後1時~3時	福祉センター
	21	金	麻 疹 予 防 接 種	S 58年12月~S 59年11月生まれで個 人通知のあった幼児	午後1時30分~2時	"
	25	火	リ ハ ビ リ 訓 練	希 望 者	午後1時~4時	"
	26	水	サ ホ ラ イ ド 塗 布	S 58年4月~S 59年3月生まれの幼 児で希望者 その他の幼児で希望者	午後1時45分~ 2時まで受付	"



こんなときは 必ず届出を

国民健康保険の 給付

退職被保険者 被扶養者

老人保健制度と 国民健康保険

被保険者、被扶養者が満七十
 歳に達した翌月から老人保健制
 度が適用されます。
 病气などでお医者さんにかか
 ったときは、一定の負担で治療
 が受けられますが、残りの医療
 費は国の支出金と国民健康保険
 料で支払います。(老人医療費
 は無料ではありません。)

外来、総合病院の各診療料
 はそれぞれ別計算)で五万
 四千元(村民税非課税世帯
 は三万円)以上の自己負担
 をしたときは、五万四千元
 (または、三万円)を超え
 た額が支給されますので申
 請して下さい。
 2、同じ世帯の被保険者が同
 じ月に医療機関にかかり、
 二人以上の人それぞれ三
 万円以上(村民税非課税世
 帯は二万一千円以上)の自
 己負担をしたときは、世帯
 合算して五万四千元(また
 は、三万円)を超えた額が
 支給されますので申請して
 下さい。

3、同じ世帯で過去一年間に
 三回以上高額療養費の支給
 をうけたときは、四回目か
 ら三万円(村民税非課税世
 帯は二万一千円)を超えた
 額が支給されますので申請
 して下さい。
 4、長期間継続して高額な治
 療が必要など不明
 なことはかかっている医療
 機関または国保係にお尋ね
 下さい。

1、退職被保険者
 入院、外来——自己負担
 二割
 2、退職被扶養者
 入院——自己負担
 二割
 外来——自己負担
 三割
 3、退職被保険者、被扶養者
 も高額療養費が支給されま
 すので申請して下さい。